

## 令和7年度 第3回総合教育会議 会議録

開催日時	令和8年2月19日 木曜日 13時30分から 15時00分まで
開催場所	二宮町町民センター2A クラブ室
出席者	村田邦子町長、和田智司教育長、杉本かお里教育長職務代理 古正栄司教育委員、藤原直彦教育委員
町部局	政策部長、こども・健康部長、こども支援課長
教育委員会	教育部長、教育総務課長、教育指導課長、生涯学習課長、 教育指導課課長代理、教育指導課指導班長、教育総務課教育総務班長
その他	傍聴 なし

※会議次第および資料は、別添ファイルのとおり

### 会議記録

#### 1. 開会（司会：教育部長）

定刻となりましたので、令和7年度第3回二宮町総合教育会議を開催させていただきます。開会にあたりまして、傍聴の確認をさせていただきます。本日の傍聴者はいらっしゃいませんので、傍聴なしということで会議を進めさせていただきます。

続きまして次第2町長挨拶、村田町長お願いいたします。

#### 2. 町長挨拶

皆さん、こんにちは。令和7年度の3回目ということで、今年度最後を締めくくる総合教育会議となります。よろしくお願いいたします。

本日のテーマは「こどもの権利」と「不登校対策」ですが、ちょうど予算案も固まり、これから議会へ提案する時期でもあります。予算の議論はこれからですが、教育委員会会議の場でも、すでに様々な意見交換をされていることと思います。私としても、本日は皆様と有意義な情報交換・意見交換ができればと考えております。

もう一点、先日平塚市の広報誌を手にする機会がありました。そこには「ジュニアリーダーズクラブ」の募集が掲載されていました。二宮町にも青少年指導員制度の中に「恵友会」という名称で活動がありましたが、現在は形骸化し、中高生の加入がほとんどない実態があります。

平塚市では、中学生20名、高校生6名という規模でリーダーズクラブの活動を継続しており、広報で熱心に募集を行っていました。二宮町では次年度から、青少年指導員、スポーツ推進委員、健康づくり普及員などの募集方法を、地区推薦制から公募型へと変更します。役員のなり手不足という課題に対し、意欲のある方に広く門戸を広げる体制で進めてまいります。

青少年指導員の活動も、かつてはキャンプなど全域的な活動がありましたが、現在は保護者の負担

や共働きの増加など、時代と共にあり方が変わってきています。今後は、東大果樹園跡地でののみやプレーパーク活動など、自然体験を通じた新しい青少年活動とも連携していくことになるでしょう。

社会状況の変化に合わせ、旧来の制度を今の時代に活用できるよう見直していく一年となります。皆様からぜひ、アドバイスをいただければと思います。本日もよろしくお願いたします。

### 3. 協議・調整事項

#### (1) 「こどもの権利について」

こども・健康部長：第2回の会議でもお話ししましたが、11月3日の町制施行90周年記念イベントにおいて、こどもの権利に関する講演会やパネルディスカッションを開催いたしました。また、ラディアン全体を子どもたちの遊び場として開放し、町民団体の皆様と共に活動してきました。その後、第1回「こども会議」を開催し、今週末には第2回を開催する予定です。現在の会議の現状や、今後のこども権利条例策定に向けたスケジュールについて、課長より説明させていただきます。

#### ■テーマ こどもの権利について

##### こども支援課長より資料説明

メンバー構成ですが、町内の小中学生等に呼びかけた結果、小学生8名、中学生5名、高校生2名、大学生1名の計16名にご参加いただいております。

周知にあたっては、各小中学校の協力のもと、1人1台のタブレット端末から直接申し込めるQRコード付きのチラシを配布しました。また、二宮高校にもポスター掲示の協力をいただき、現在のメンバーが集まりました。

また、子どもたちの意見を引き出すファシリテーターの養成も進めております。12月に開催した養成講座には、公募の町民、職員、教職員など34名が参加しました。その後の振り返り講座等を経て、現在10名の方が今後のこども会議でファシリテーターや記録係として協力して下さることになっています。

今後のスケジュールですが、こども会議は全4回を予定しており、第1回（12月）では「日常の中で自分の権利が大切にされていると感じるか」といった具体的なテーマで話し合いました。

今週末の第2回に向けては、子どもたちに「自分にとっての理想の社会」を考えてきてもらう事前ワークを依頼しています。今、お手元に第1回で出た意見をジャンル分けした資料を配布しました。これをもとに、子どもたちの自由な発想で理想の社会を描いてもらいたいと考えています。

第3回・第4回（4月・5月）では、事務局案を子どもたちに示しながら条例の内容を組み立てていきます。

条例策定の全体スケジュールについては、6月中旬からパブリックコメントを実施します。併せて、大人による「子ども子育て会議」での審議や、小中学校での追加アンケートなども行います。

7月12日には、町民活動団体こどもの権利フォーラムの主催にて条例案の説明と意見交換を行い、8月にパブリックコメントの回答公表を経て、9月議会への上程を目指します。可決後は、4月1日

の施行までの期間を周知期間として活用する計画です。

### 主な意見交換

古正委員：6月に予定されている「子ども子育て会議」の出席メンバーは、どのような構成でしょうか。

こども支援課長：既存の組織でして、幼稚園・保育園の園長などの経営者代表、学童保育の運営者、学識経験者、町民活動団体の皆様などで構成されています。

藤原委員：子どもたちの声を条例に盛り込むという点について、他自治体の事例を参考にしながら進めるのでしょうか。また、条例制定後の「子どもの声の反映」は、どのような場で行われるイメージでしょうか。

こども支援課長：大元は国連の「こどもの権利条約」ですが、町の条例として、特に前文などに子どもたちの目線の言葉を入れていきたいと考えています。

また、こども会議は条例を作って終わりではなく、条例の中に「こども会議」そのものを定義する予定です。令和8年度後半以降も、町の政策等に対して子どもたちの意見を聞く場として継続的に運営していきます。

藤原委員：大人が何かを決定する際に、柔軟に子どもの意見を聞ける場として機能するのは良いですね。ただ、既存の会議体に縛られて「時期が合わないから聞かない」となっては本末転倒ですので、オンラインフォームを活用するなど、フレキシブルな運用も期待します。

ちなみに、参加している子どもたちの雰囲気やモチベーションはいかがでしょうか。

こども支援課長：第1回の振り返りでは「楽しかった」という声が多かったです。こども家庭庁の協力によるプロのファシリテーターが、活発に議論できる雰囲気を作ってくれたことが大きかったようです。

村田町長：私も第1回を少し覗きましたが、大人の存在があると、顔を伺って本音が出せませんので、第2回以降は私も出席せず、ファシリテーターに任せることにしました。

委員の構成についても、テーマごとにメンバーを募るのか、固定メンバーで行うのかなど、二宮町の現状に合った持続可能な方法を考えていきます。また、子どもの意見を受け止めた後、行政側が「できる・できない」を含めてきちんと回答を返す体制を作ることも重要です。全課に関わることで、職員の構えも作っていききたいと考えています。

藤原委員：子どもたちが「ここに行けば、大人が真剣に話を聞いてくれる」と思える場所になれば素晴らしいですね。立ち上げ後の運用を見据えて、大人側にとっても良い仕組みになるよう期待し

ています。

杉本委員：こども会議の16名だけでなく、町内すべての子どもたちに「自分たちが大切にされている」という思いを届けることが大切です。学校の授業の中で、この条例や権利について触れる機会は作れないでしょうか。「にのみや学園」の取り組みや、夏の教育講演会とも連携し、チラシを渡すだけでなく、授業の1コマを使って深く知る機会があれば良いと思います。

教育部長：学校でもアンケート等で子どもの意見を聞く機会は持っていますが、町の施策と結びついた広範な意見聴取については、学校現場への共有からスタートしたいと考えます。教職員の負担も考慮しつつ、まずは校長会等でこの動きを示し、タイアップの方法を探っていきます。

杉本委員：ぜひお願いします。「自分たちのことを町全体が考えてくれている」と、すべての子どもが実感できることが重要だと思います。

教育部長：授業の中でも、すでにこどもの権利について触れる機会はあります。それが二宮町の条例とマッチしていることを教員が理解し、進めていく形になるかと思っています。

教育指導課長：8月に開催している教育講演会も教職員研修に位置づけていますので、先生方の再認識を促す機会にします。また、道徳や生徒指導の指針にも子どもの権利は含まれていますので、改めて周知を図ります。

和田教育長：各教科や特別活動の中で、人権は扱っています。大切なのは、今町で起きているこうした取り組みを「良い教材」として活用し、身近なこととして捉えられるよう学校とタイアップしていくことだと感じました。

村田町長：条例の中身については、オンブズパーソンの機能の議論もあります。町独自で弁護士などを常設するのは一足飛びには難しい面もありますが、誰にも言えない不安を抱える子どもの声を受け止める場所が必要です。

現在は保健センターの「にのはぐ」がありますが、そこへの社会福祉士などの専門職の配置や、行政として「声を受け止める仕組み」をどう整えるか。最悪の事態を防ぐためにも、ここは検討すべき点だと考えています。

藤原委員：「意見を言う」積極的な参加の場と、「辛い声を拾う」救済の場、両方の視点が重要です。特に家庭内等の悩みは、9月1日の始業日前後などに深刻化することもあります。子どもたちがアクセスしやすい仕組みを検討していただきたいです。

村田町長：条例制定まで時間をかけるべきという意見もありますが、まずはこの考え方を示すことが第一歩だと考えています。一度作って終わりではなく、繰り返し説明し、子どもたちに伝えていく努力を続けます。

杉本委員：プレーパークのリーダーなどが、食事の状況や居場所の有無など子どもたちの日常の小さな異変をキャッチしていることもあります。こうした地域の居場所も大切な「声を聞く場」だと感じます。

村田町長：今回のファシリテーター養成も、町中の大人が子どもの声に対して「感度」を高く持つというメッセージでもあります。今後も、こうした勉強会を継続していければと思います。

また、次年度からは地区ごとの「意見交換」でも、この権利条例についての考え方を説明し、町民の皆様と意見交換をしていきたいと考えています。

古正委員：学校現場の理解を深めるために、例えばこども支援課で「出前授業」の指導案を用意し、「45分間時間をいただければ、こちらで授業を行います」といった提案をしてみてもいかがでしょうか。先生の負担を減らしつつ、確実に子どもたちへ周知できる有効な手段だと思っています。

藤原委員：もう一点、多様性の観点も重要です。外国籍の子どもたちが増える中で、マイノリティの声も含めて、皆が住みやすい町にするためであると伝えていけると良いですね。

村田町長：「子どもばかり優遇して、高齢者はどうなっているのか」という声も聞かれますが、多様な人の思いを受け止めるという根本は同じです。こどもの権利条例を示すことが、結果として障がい者や高齢者も含めた、すべての人が大切にされる町づくりに通ずると考えています。また途中の経過については、教育委員会会議の場でも随時共有し、検討を進めてまいります。よろしく申し上げます。

## （２）不登校対策について

### ■テーマ 不登校対策について

教育指導課課長代理、教育指導課指導班長より資料説明

#### 1. 二宮町における不登校・長期欠席の現状

##### ・用語の定義

① 長期欠席者：年度間に30日以上欠席した児童生徒。

理由は「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類される。

② 不登校：心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者。

##### ・推移と現状

平成30年度から令和6年度にかけて増加傾向にあるが、直近の令和6年度から令和7年度にかけては、長期欠席者数および総欠席日数ともに減少傾向に転じている。

令和5年度から令和6年度にかけての不登校増加率は、小学校が25%（前年同）、中学校が3.3%（前年11.1%から大幅に低下）となっている。

・不登校の要因は、本人の心身の課題、学校生活の影響、家庭環境などが複合的に絡み合っている。

## 2. 重層的支援モデルによる主な取り組み

令和5年度以降、特に重点を置いている3つの施策について説明。

### ① 校内教育支援室「ほっとルーム」の全校配置

概要：クラスに入りづらい児童生徒が安心して過ごせる居場所として、町内全5校に設置。  
教育支援員や教員が常駐する。

成果：登校の動機付けや教室復帰のきっかけとなっている。「ほっとルームがあるから登校できている」というケースも多い。

環境整備：小学校ではリラックスできるクッションソファや丸テーブルを導入。中学校では行事予定や給食献立の掲示など、教室との繋がりを感じられる工夫を行っている。

課題：教職員間での役割・理念のさらなる共通理解と、安定的な人員確保が今後の焦点となる。

### ② 通級指導教室「リエゾン（まなびの教室）」

対象：軽度の自閉症等、通常級でのコミュニケーションに課題を抱える児童  
（小学校3校に設置）。

指導方針：できないことを克服するのではなく、「今ある強みを伸ばし、自信をつける」ことを重視。

支援内容：ロールプレイを通じたソーシャルスキルトレーニング（SST）や、自己理解の支援を実施。

成果：トラブルの減少や登校の安定に加え、家庭内での落ち着きにも寄与している。

### ③ 幼保こ小連携「スタートカリキュラム」の推進

目的：小学校入学時の環境変化によるストレス（小1プロブレム）を予防し、不登校リスクを低減する。

内容：幼稚園・保育園での主体的な学びを小学校へ繋げるため、遊びや体験を取り入れた「わくわくタイム」の実施や、教員間の相互参観・研修を強化している。

## 3. 学校外の居場所づくりと経済的支援

フリースクール等との連携：町内3施設と情報交換会を年2回実施し、個々の特性に合わせた支援のアドバイスを受けている。

【新規】フリースクール等利用料補助（令和7年度～）

趣旨：保護者の経済的負担を軽減し、学びの場を確保する。

内容：月1回以上の通所者を対象に、月額上限1.5万円（補助率3分の2）を補助。

## 4. 主な質疑応答・意見交換

藤原委員：人数の減少傾向が見られることは望ましい方向であり、これまでの取組の効果が現れているものと受け止めております。

ここでいう「長期欠席者」については、小学校における欠席日数に基づく整理であると認識しておりますが、フリースクールに通学している場合においても、同様に計上されているという理解でよろしいでしょうか。

本来、子どもが果たすべき役割は、義務教育が適切に提供されているかを確保することであり、その場は必ずしも小・中学校の校舎内に限定されるものではないと考えております。学校復帰を過度に前提とすることは適切ではなく、リエゾンによる丁寧な支援等を通じて、フリースクールにおいても学習内容が担保されている場合には、その状況を適切に評価し、把握していく視点が重要であると考えます。したがって、「何としても学校へ戻す」という考え方に偏らない対応をお願いしたいと思います。

なお、学習内容の担保が可能なフリースクールの利用状況について、現状では利用者が少ない状況にあるのかについても、併せてお伺いいたします。

教育指導課長：出席の取扱いについては、各学校の校長が個別に判断することとしておりますが、その際には教育の水準や内容の適切性についても併せて確認しております。現時点においては、一定の基準を満たす一部のフリースクールについて、出席として取り扱っている状況です。

藤原委員：来年度予算において補助金の措置が講じられる中、カリキュラムの有無のみをもって一律に対象外とすることは適当ではないと考えております。その一方で、学校に通うことが難しい場合であっても、他の場において学ぶことができるという選択肢が適切に伝わるような運用としていくことが望ましいと考えます。

教育指導課長：社会との関わりを持たない状態が長期化することを懸念しております。そのため、たとえ短時間であっても通所等の機会を確保し、社会とのつながりを維持するとともに、生活習慣の形成を図り、将来的に多様な場へとつながっていくことが重要であると考えます。こうした観点から、本補助金は通いやすさを高める有効な手立てとなり得るものと認識しております。

藤原委員：「学校に通うことの意義」について考えますと、多様な人々が関わり合う中で、思いどおりにいかない状況や葛藤を経験できる点にあると認識しております。こうした経験は、個別的な環境では得がたいものであり、社会性を育む上で重要な要素であると考えます。社会の一員として外に踏み出していく中で、その価値を実感してもらえることに期待し、取組を進めているところで

す。

一方で、何が最適な在り方であるかについては一概に結論づけることが難しい側面もあります。学校という場にとらわれない選択をする子どもたちについても、その在り方を尊重し、受け止めていくことが重要であると考えております。

教育指導課長：不登校の現状を踏まえますと、発達面での課題を抱える児童生徒や、特定の授業や環境に対して困難さを感じている児童生徒が一定数見受けられます。そのような中で、フリースクール等であれば通うことが可能となる場合には、それは望ましい選択肢の一つであると考えます。

もとより、どのような在り方が最適であるかについては一概に判断が難しい側面もありますが、最終的には当該児童生徒が選択した道を尊重し、その選択を肯定的に受け止めていくことが重要であると考えております。

藤原委員：資料において示されていたメタバースの活用については、例えば疾患のある子ども同士が交流し、多様な意見に触れる中で自己の考えを深めていく機会となり得るものと認識しております。また、そうした環境の中で社会参加や就労につながる可能性があるのであれば、必ずしも従来の学校という枠組みに限定して考える必要はないのではないかと考えられます。

このように、従来の視点にとらわれず、少し角度を変えて多様な可能性を検討していくことも重要であると考えております。

古正委員：通級指導教室リエゾンについて、2点お伺いいたします。

1点目は、資料の配置に「2名一組で巡回」との記載がございますが、このような体制としている理由について教えてください。

2点目は、リエゾンにおけるスクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）との連携の状況について、どのように図られているのかお伺いいたします。

教育指導課指導班長：2名体制につきましては、本年度からの取組であり、そのうち1名が初めて担当することから、経験のある教員が学年主任的な役割を担い、資料作成や共通理解を図りながら行動する体制として実施してまいりました。なお、次年度については対象人数の増加も見込まれることから、常に2名での対応とすることは難しく、それぞれが個別に指導に当たる体制へ移行していく方向で検討しております。

また、スクールソーシャルワーカー（SSW）およびスクールカウンセラー（SC）との連携につきましては、SSWとは主に放課後の時間帯に情報交換を行っております。SCについては、校内巡回の際にリエゾン教室の様子を確認していただくほか、一部の学校においては職員打合せ後に相談を行っている様子が見られます。

古正委員：例えばスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）が、ソーシャルスキルトレーニング（SST）の指導に直接関わるといったことは、現在のところあるのでしょうか。

教育指導課長：現状では、スクールカウンセラー（SC）の業務は日常的に相談対応が中心となっており、リエゾンでのトレーニング指導に関わる時間を確保することは難しい状況です。情報交換自体は行われていますが、週1回の常駐体制では、朝から終日相談対応に充てられることが多く、指導参加まで手が回りにくいのが実情です。

古正委員：アンガーマネジメントや社会性の育成といった分野は、まさに専門職の領域であるため、ぜひ関わっていただきたいと考えます。ただし、現状では物理的な制約があることも理解しております。

杉本委員：ほっとルームは、児童生徒がいつでも利用できる状態になっているのでしょうか。

教育指導課長：ほっとルームは基本的に毎日利用可能な体制となっております。学校ごとの運用は

異なり、職員配置の関係で午前中のみ開設としている学校もあれば、児童生徒がいつでも利用できる状態にしている学校もあります。ある小学校では、授業時間ごとに誰が利用するかを職員室で共有し、児童同士の間関係も考慮して調整している事例があります。全体として、ほっとルームの利用率は比較的高い状況です。

杉本委員：児童生徒が「今日行きたい」と思った時に、ほっとルームを気軽に利用できる環境になってきているのですね。学校側が調整してくれており、フラットに利用できる「使いやすさ」が徐々に整いつつあることを評価し、感謝しております。以前は、事前に空いている日が決まっているような運用の学校もあったように思います。ほっとルームで救われているという児童の声も聞かれます。

また、フリースクールの3校以外で、どこにも出かけられないものの、家庭で保護者がドリルなどで学習を支援している「ホームスクーリング」の児童は、現在どの程度いるのでしょうか。

教育指導課長：ホームエデュケーション（家庭での学習支援）を行っている児童については、昨年度は把握しておりましたが、今年度の状況については現時点で確認できておりません。

杉本委員：どこにも通えない状況でも家庭で学習を頑張っている児童については、教育費が家庭負担になっている可能性もあります。今後ニーズが生じれば、そうしたホームスクーラーの支援も必要となることも考えられます。

教育部長：フリースクールへの補助金については、県の補助金を受けて町でも実施しますので、週何日以上開設していることや、相談体制が整っていることなど、県から条件が定められています。そのため、個人宅での学習支援は、条件面から見るとなかなか難しい状況です。ただし、補助金の対象に限らず、学校としては家庭で学習している児童ともきちんと連携をとる姿勢を持っています。

#### 4. 閉会